### 第4回 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

日時:平成 30 年2月7日(水) 15時00分~15時30分

場所:鳥取県庁 議会棟3階 特別会議室

### 議事次第

- 1. 挨拶
- 2. 議事
  - (1)規約の改正について
  - (2) 緊急行動計画の概要について
- 3. その他

<sup>※</sup>この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、鳥取河川国道事務所の直轄管理区間を示す。

### 第四回 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 出席者名簿

機関名	所属	役職名	氏名
鳥取市	(市長代理)	防災調整監	乾 秀樹
鳥取県	危機管理局	局長	安田 達昭
· 京	鳥取県土整備事務所	事務所長	山内 政己
鳥取地方気象台		気象台長	真木 敏郎
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所		事務所長	北澗 弘康

### 【オブザーバー】

機関名	所属	役職名	氏名
八頭町	防災室	室長	中嶋 智紀

### 「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水 系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間 の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水 害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気 候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる ことが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住 民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」 の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の 工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方で、千代川は河川の勾配が急であり、さらに同規模の支川が放射状に合流する流域形状であることから、水防等の準備や対応に要する時間が短いという特徴を持っています。さらに一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、浸水の継続時間も長期にわたることが想定されています。

また、千代川においては、大正12年の直轄河川改修事業の着手以降、直轄管理区間においては破堤による激甚な被害を経験していませんが、反面で住民が洪水の危険性を認識する機会が減少しており、それが住民の適切な洪水対応行動を阻害する要因となることが懸念されるところです。

こうした背景や経緯を踏まえ、鳥取市と鳥取県、気象台、河川管理者からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」 という。)と称する。

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、直轄管理区間を示す。

### (目的)

第2条 千代川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

### (協議会)

- 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ 委員を追加することができる。
- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員 を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、 公開と見なす。

### (協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会 の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局鳥取河川国道事務所 が共同で行う。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員) 鳥取市長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 鳥取県土整備事務所長

気象庁 鳥取地方気象台長

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長

(オブザーバー) 八頭町長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員) 鳥取市 防災調整監

鳥取市 都市整備部長

鳥取市 環境下水道部長

鳥取県 危機管理局 副局長

鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長

気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 河川副所長 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路副所長

(オフサーハー) 八頭町 防災室長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

### 資料一1

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約 (案)

### (名称)

第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織することとし、「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、直轄管理区間を示す。

### (目的)

第2条 千代川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

### (協議会)

- 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ 委員を追加することができる。
- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容 によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、 公開と見なす。

### (協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会 の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局鳥取河川国道事務所 が共同で行う。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項について は、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。

平成30年 月 日 一部改正

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員) 鳥取市長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 鳥取県土整備事務所長

気象庁 鳥取地方気象台長

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長

(オブザーバー) 八頭町長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

### 千代川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員) 鳥取市 防災調整監

鳥取市 都市整備部長

鳥取市 環境下水道部長

鳥取県 危機管理局 副局長

鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長

気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 河川副所長 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路副所長

(オフサーハー) 八頭町 防災室長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

### 資料-2\_①

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

~「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策~

平成 29 年 6 月 20 日 国 土 交 通 省

平成27年9月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトー体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成28年8月、台風10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

~「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策~

### **岩**配

- 〇平成27年9月関東-東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊-流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が **発生。**(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」(答申),平成27年12月)
  - 〇平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設に **おいて入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。**(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

# 施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき 方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

## (1)水防法に基づく協議会の設置

・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

## (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

-2

(他2項目)

・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる

(3)的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施

関係者(建設業者を含む)が共同して点検

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
- 都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成 ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、

# それに基づく避難訓練を実施 等

- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- •浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村 において速やかに住民等に周知
  - ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を 教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等

・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施 ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施等

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

•排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において

順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
- ・危機管理型水位計・国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施 都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し
  - 順次整備を実施 •危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備

(他1項目)

## (6)減災・防災に関する国の支援

水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援、防災・安全交付金による支援

・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のパパウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施

(他3項目)

₩

(他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。 ・洪水子測構度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究 ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討

鄉

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組

## 水防法に基づく協議会の設置

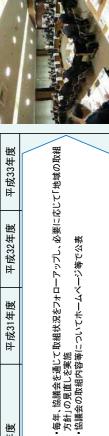
〇平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置 し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

	平成33年
	平成32年度
	平成31年度
	平成30年度
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	平成29年度
) I	

平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実

平成29年出水期までに、「水防災意識社会に、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置

平成30年出水期までに、既に設置されている協議会 を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、 今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」を とりまとめ



協議会の開催状況

水害危険性の周知促進

〇協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の

洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取

〇平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指

組方針」にとりまとめ

定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

### 凡例 国管理河川 都道府県管理河川

国-都道府県管理河川共通

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有 <協議会での取組事項>
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提 供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備⑤水防団間の応援・連絡体制の整備⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための

# 水害対応タイムラインの作成促進

- **応タイムラインの作成が完了**(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し) 〇平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対
- 〇平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、 水害対応タイムラインを作成

毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 平成32年度 平成31年度 平成30年度 平成29年度 平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムライン

平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川 の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整

協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

### 防災教育の促進

平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等1c指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)

平成33年度

平成32年度

平成31年度

平成30年度

平成29年度

平成33年度

協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ

- する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の 〇 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関 作成支援に着手
  - 〇平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管 理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成33年度

平成32年度

平成31年度

平成30年度

平成29年度

■ 平成32年度	3 き続き、防災教育の実		(平成29年3月31日に	
平成31年度			徹底 移行期間)	
平成30年度	F度中に、国管理河川の全ての129協議会に 防災教育に関する支援を実施する学校を教育 等上連携して決定し、平成30年度末までに、防災 まする指導計画を作成できるよう支援	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川 を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期	
平成29年度	・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に おいて、防災教育に関する支援を実施する学校を教 関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、 教育に関する指導計画各作成できるよう支援	・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理 を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共	(平成29年3月31日に	
平成28年度	平成28年度より、28 校において指導計画 の作品も揺をを行	て実施	学習指導要領改訂正成の在9日21日	( I : C C - + C 7 W + )

こ改訂された新学習指導要領の全面実施)

実施を支援

平成33年度

# 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 〇平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進 めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
  - 〇平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成59年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において選難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の 平成29年6月までに 要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引き 市町村等向け点検用マニュアル作成 要配慮者利用施設向け説明会の開催

場で共有

・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の 作成を進めるととして、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、 毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

-3-

H29.12 掣 取組一 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律

第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。 【国・都道府県管理河川共通】毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域 ジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」 【国管理河川】 ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビ 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減 災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとか。 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。 今後の進め方及び数値目標等 については、以下「協議会」という。 中小河川緊急治水対策プロジェクトを踏まえ修正 の取組方針」の見直しを実施。 都道府県管理河川】 策を充実。 【国・都道府県管理河川共通】「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【都道府県管理河川】 ・平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。 【国管理河川】 ・平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 これまでの取組(平成29年6月まで) ①情報伝達、避難計画等に関する事項 (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組 (1) 大規模氾濫減災協議会の設置 ★規模氾濫減災協議会の設置 実施する施策

-4-

【国管理河川】 |•国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホッ |・国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホッ |・コニハ・地窓 |・協議会の場等を活用し、|・協議会の場等を活用し、 - 平成29年2月に都道府県向けに「中小河川における 【都道府県管理河川】 ・都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。 ホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 情報提供等(ホット ラインの構築) 米水時における河 川管理者からの

【国・都道府県管理河川共通】毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。

平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位

周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。

	実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・ 避難勧告等発令の 対象区域、判断基 準等の確認(水害 対応タイムライン)	【国管理河川】 - 平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。- 全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等(※2) 専配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目 指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者 <sup>(※1)</sup> による 多様な防災行動 <sup>(※2)</sup> を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行し て検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知 河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水 害対応タイムラインを作成。
		【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応 タイムラインを作成。 ・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防 災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイム ラインの作成等について」を通知。	<ul><li>【国・都道府県管理河川共通】</li><li>・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</li><li>・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</li></ul>
	•水害危険性の周知 促進	【都道府県管理河川】 ・平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の 指定促進について」を通知。 ・平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関す るガイドライン」公表し、都道府県に通知。	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。
	•ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 「国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防 災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。
}		2	2/10

・隣接市町村におけ [国・都道府県管理河川共通] る避難場所の設定・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」 (広域避難体制の を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記 構築)等 構築)等 (国・都道府県管理河川共通] ・要配慮者利用施設への説明会の開催。 (平成29年6月に全47都道府県で実施済み) ・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確 における避難計画 の作成及び避難 計画点検マニュアル」を作成。 ・平成29年6月に「上砂災害警戒避難ガイドライン」を 計画点検マニュアル」を作成。 ・平成29年6月に「上砂災害警戒避難ガイドライン」を 改訂するとともに、「水害・ はの実施 ・平成29年6月に「土砂災害警戒避難がイドライン」を では20年6月に「世数に発酵は 計画点検マニュアル」を呼成。	  【国・都道府県管理河川共通】  ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難終路を
[国・都道府県管理河川共通]  ・要配慮者利用施設への説明会の開催。	検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発力を表記 「国管理河川】 ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 「都道府県管理河川】 ・国管理河川】
	【国・都道府県管理河川共通】 - 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と - 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と 連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確 会避難確 す。 保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共 有。 ・ 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災 ま:7,325施設(重複含む) <sup>※</sup> )における避難確保計画の作成・避難訓練を 実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) 会等の場において進捗状況を確認。 ・ 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模の洪・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る 水に係る浸水想定 基準を告示。 区域図等の作成と 周知 国知 「国管理河川】 ・平成29年6月までに全109水系において作成・公表。	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
- 水害 ハザードマッ プの改良、周知、 活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」 を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ 実施の手引き」を改定。	<ul> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。</li> <li>・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。</li> <li>・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。</li> </ul>
• 浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・ 周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料 を提供。	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実 績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
• 防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

(※1) T. 株 (※2) 年 (※2) 年 (※2) 年 (※2) 年 (※3) 下 (※3) 平 株 (※3) 平 株 (※3) 平 株 (※3) 平 株 (※3) 年 (※4) 年 (※3) 年 (※4) 年 (※5) 年 (※5) 年 (※3) 平 株 (※5) 年 (	今後の進め方及び数値目標等		く危機管理型水位計> [国・都道府県管理型川共通] ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 ・国において平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・中成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(H29.11の緊急点検を踏まえH30年度までに約3000箇所に設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 「H29.11の緊急点検を踏まえH32年度までに約5800箇所に設置) 〈河川監視用カメラ〉 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラの開発に着手。 「国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 「都道府県管理河川】	【国管理河川】 -整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策 延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 -実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
		速な避難に貧する施設等の整備に関する事項	<ul> <li>〈危機管理型水位計〉</li> <li>「国管理河川】</li> <li>・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の危機管理型水位計 <sup>(※2)</sup>による試験計測を開始。</li> <li>〈河川監視用カメラ〉</li> <li>【国管理河川】</li> <li>・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間 <sup>(※3)</sup>に設置完了。</li> <li>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピート感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</li> <li>(※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計</li> <li>(※3) 平成28年1月時点</li> </ul>	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高い にもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点 から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmにつ いて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・河川防災ステー ションの整備	【国管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるととも に、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策 を検討・調整。
(3)的確な水防活動のための取組 ①水防体制の強化に関する事項	う <b>の</b> 取組 する事項	
重要水防箇所の見 直し及び水防資機 材の確認	【国管理河川】 •平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の 点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪 雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施につい て」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と 水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して 点検を実施。
・水防に関する広報 の充実(水防団確 保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参 画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
- 水防訓練の充実	<ul><li>【国・都道府県管理河川共通】</li><li>毎年、水防団等の技術カ向上のため、水防月間に水防訓練を実施。</li></ul>	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。
-水防団間での連携、協力に関する 検討	I	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水 防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。

	実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<u>\@</u>	市町村庁舎や災害拠り	②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	
	<ul><li>市町村庁舎や災害 拠点病院等の施 設関係者への情 報伝達の充実</li></ul>		【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
	- 市町村庁舎や災害 拠点病院等の機 能確保のための 対策の充実(耐 水化、非常用発 電等の整備)		<ul><li>【国・都道府県管理河川共通】</li><li>・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。</li></ul>
(4) X	(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減	害軽減に関する取組	
			【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の 施設・機材の情報について共有。
## TX 1011	-排水施設、排水資機 村の運用方法の改 善及び排水施設の 整備等		【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排 水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。
			【都道府県管理河川】 •国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
# ***	-浸水被害軽減地区の指定		<ul> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。</li> <li>・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。</li> </ul>

7/10

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項	等に関する事項	
・堤防等河川管理施設 の整備(洪水氾濫を 未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 •平成27年関東•東北豪雨を受け、優先的に整備が 必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点 で、184km実施。	【国管理河川】 ・平成32年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 ・平成32年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次 実施。 ・緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策約300kmを平成32年度目途で実施。
・流木や土砂の影響への対策		•H29.11の緊急点検を踏まえ、土砂•流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等 をH32年度までに約700渓流で整備。
<ul><li>決壊までの時間を 少しでも引き延ばす 堤防構造の工夫 (危機管理型ハード 対策)</li></ul>	<ul> <li>【国管理河川】</li> <li>平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。</li> <li>・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</li> </ul>	【国管理河川】 •整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策 延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 •実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
-ダム再生の推進	<ul><li>【国・都道府県管理河川共通】</li><li>・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。</li><li>【国管理河川】</li><li>「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。</li></ul>	<ul> <li>「国・都道府県管理河川共通】</li> <li>「ダム再生の取組をより一層推進するための方案を実施。</li> <li>・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。</li> <li>「東たのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。</li> <li>「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。</li> <li>・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

-11-

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
		く樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> 【国管理河川】 - 平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を 抽出し、順次整備を実施。
- 樋門 - 樋管等の施設 の確実な運用体制の <sub>落</sub> の	く操作が不用な樋門等の導入> 【国管理河川】 •平成29年3月に「樋門•樋管ゲート形式検討の手引	【都道府県管理河川】 •国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組 について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する 技術的助言を実施。
본	き」(案)を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化 ・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。
		く確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 •市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。
<ul><li>河川管理の高度化の 検討</li></ul>	【国管理河川】 •平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に 向けた革新的河川管理プロジェクト $^{(※1)}$ で開発中 の陸上・水中ドローン $^{(※2)}$ および全天候型ドロー ン $^{(※3)}$ による試験飛行・試験計測を開始。	【国管理河川】 •平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上•水中ドローンと、降雨•強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。
	<ul> <li>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</li> <li>(※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン(※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</li> </ul>	【都道府県河川】 •開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。
(6)減災・防災に関する国の支援	の支援	
・水防災社会再構築に 係る地方公共団体へ の財政的支援	【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。 (ハード対策を実施している河川の沿川におけるソ フト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策に ついても新たに防災・安全交付金の対象)	【都道府県管理河川】 •防災•安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
-代行制度による都道 府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事 について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して 実施。
	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、 浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。	【国•都道府県管理河川共通】 •平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局 等に対し、水害リスク情報を提供。
- 適切な土地利用の促進	【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に 係る施策の最新情報を説明。	<ul><li>・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成59年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。</li><li>・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li></ul>
•災害時及び災害復旧 に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ボンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) 平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び 「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
-災害情報の地方公共 団体との共有体制強 化	【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明 を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

-13-

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

<u>ح</u>	₹ /		緊急行動計画							
実施する施策			今後の進め方及び数値目標等	F			千代川水系の減災に係る取組項目			
		美施する施束	今後の進め方	国管理河川	都道府県管理河川					
(1)	大規	関模氾濫減災協議会の設置			1					
			・既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」 に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減 災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取 組方針」を再確認し、減災対策を充実。	平成30年出 水期まで			・H28.7.4 「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設置 ・H30.2.7 上記協議会を改正水防法に基づく協議会へ移行(予定)			
	•大	規模氾濫減災協議会の設置	・既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。		平成30年出 水期まで					
			・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、 必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。	0	0		・出水期前に協議会を開催し、取組状況のフォローアップを実施			
(0)	m ::		・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。	0	0		・協議会の取り組み内容について、協議会開催の 都度鳥取河川国道事務所ホームページで公表			
, ,		かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等に関する								
	₩1ı	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットライ	・協議会の場等を活用し、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。		平成30年出 水期まで					
		ンの構築) 	<ul><li>・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。</li><li>・全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目</li></ul>	0	0		・出水期前に協議会を開催し、連絡体制を確認 ⑥避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直			
		・避難勧告等発令の対象区	指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。	平成29年度		1.(1)	し ⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援 者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタ イムラインの見直し			
		・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、水害対応タイムラインを作成。		平成29年度 中					
		(※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等(※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関 と水害対応タイムラインを確認。	0	0		・出水期前に協議会を開催し、水害対応タイムラインの確認を実施			
			・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難 訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避 難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	0	0	1.(1)	®タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の 実施			
		・水害危険性の周知促進	・協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水 予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し て、「地域の取組方針」にとりまとめ。		平成30年出 水期まで					
			・市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約 1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。)		平成33年度 を目途					
			・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況 を確認。		0					
		・ICTを活用した洪水情報の提	・全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	平成32年度 まで		1.(2)	(ル避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備・H29.5にプッシュ型発信の運用を開始			
		供	・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。		0					
			・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場 所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の 場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設 定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。	0	0	1.(1)	③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討 ④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討			
		・隣接市町村における避難場 所の設定(広域避難体制の構 築)等	・必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河 川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効 率的な整備を実施。	0	0	1.(2)	⑩避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤 防管理用通路の浸水時の動線の確保			
			・隣接市町村等への広域避難体制を構築。	平成32年度 まで		1.(1)	⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘 導体制の検討			
			・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。		0					
		・要配慮者利用施設における 避難計画の作成及び避難訓 練の実施	・内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と 連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設 を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見につい ては、協議会等の場において共有。	平成29年度 中	平成29年度 中		・H30.2.7 他水系のモデル施設における避難確保計画作成においてとりまとめた知見について、協議会の場で共有(予定)			
			・対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数)	平成33年度 まで	平成33年度 まで	2.(1)	②要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報 伝達訓練や避難訓練の計画の検討			
			・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。	0	0		・出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認			
			・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予 定。	0	0		平成29年8月10日に改訂済み			
	<b>2</b> 4	P時からの住民等への周知・教								
		・想定最大規模の洪水に係る 浸水想定区域図等の作成と 周知	・協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定 最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表 の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次 作成・公表。		平成30年出 水期まで					
		I								

### 緊急行動計画と取組方針との比較

			緊急行動計画				T/NIII-LT ~ \*W_ F 7 T 40-T T			
		実施する施策	今後の進め方及び数値目標等				千代川水系の減災に係る取組項目			
			今後の進め方	国管理河川	都道府県管理河川		,			
			・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、 周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し て、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、 市町村に提供。	0	0					
		・水害ハザードマップの改良、 周知、活用	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。	0	0	1.(1)	②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ(総合防災マップ)の作成・周知			
			・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、 住民等へ広く周知。	0	0		・市町村の水害ハザードマップが作成・改良された場合は、速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトに登録する			
			・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	0	0					
		・浸水実績等の周知	・協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水 実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに 住民等に周知。		平成29年度 中					
			・国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に 関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決 定し、指導計画の作成支援に着手。	平成29年度		3.	③防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成			
		・防災教育の促進	・国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	平成30年度 末まで	平成30年度 末まで	3.	③・小中学校等と連携した水害(防災)教育の拡充			
	<b>3</b> P	円滑かつ迅速な避難に資する施	設等の整備に関する事項							
			<危機管理型水位計> ・国において危機管理型水位観測規定等を作成。	平成29年度 中 平成29年度	平成29年度 中					
			・危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施が発売の場等を活用して、配置機関を確認。	中 中 H30年度まで		1.(2)	(4) 避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備			
		· 6 機管理型水位計 河川監	施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画 を検討・調整し、 順次整備を実施。協議会の場等を活用		H32年度まで		・H28に簡易水位計の整備を完了			
		・ ・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危	して、配置状況を確認。 <河川監視用カメラ> ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を	0	0	1.(2)	<ul><li>(4)避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備</li></ul>			
			確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じ	0	_		(4)避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備			
			た性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。	O	0	1.(2)	(9) 対対 (1) 対対 (			
			・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、対策延長約1,800kmを整備。	平成32年度 まで		1.(2)	①千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施 ・H28に対策を完了			
		き延は9 堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。		0		1120に対象を元 ]			
		・河川防災ステーションの整備	・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	0	0					
(3)	的確	欧水防活動のための取組								
	<b>①</b> z	k防体制の強化に関する事項								
		<ul><li>・重要水防箇所の見直し及び 水防資機材の確認</li></ul>	・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と 水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を 含む)が共同して点検を実施。	毎年出水期 前	毎年出水期 前	2.(1)	②地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等 の合同点検 ⑤備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支 援方法の確認			
		・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災 組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め 方について検討の上、順次実施。	0	0	2.(1)	② 民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動			
		・水防訓練の充実	・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広	0	0	2.(1)	⑩地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の 関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】			
-		・水防団間での連携、協力に関する検討	域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	0	0	2.(1)	②各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の 記載・周知			
	② <b>†</b>	5町村庁舎や災害拠点病院等 <i>0</i>	)自衛水防の推進に関する事項							
		<ul><li>・市町村庁舎や災害拠点病院 等の施設関係者への情報伝 達の充実</li></ul>	・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	0	0	1.(1)	⑨事態の切迫性やとるべき行動について、住民 へより分かりやすい情報提供の検討			
		寺の笠哺/	・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	Ο	Ο	1.(2)	⑤災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保			
(4)	氾濫	i <mark>水の排水、浸水被害軽減に関</mark> っ								
			・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有すると ともに、現況の施設・機材の情報について共有。	0	0	2.(1)	⑤備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認			
	•排.	水施設、排水資機材の運用方	・長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。	平成32年度 まで		2.(2)	②大規模水害を想定した排水計画の作成			
		の改善及び排水施設の整備等	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。	0		2.(2)	<ul><li>③排水を効率的に進める施設の整備</li><li>③排水施設等の耐水化の検討</li></ul>			
			・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。		0					

### 緊急行動計画と取組方針との比較

		緊急行動計画				
	実施する施策	今後の進め方及び数値目標等	Ē			千代川水系の減災に係る取組項目
	夫他9つ他束	今後の進め方	国管理河川	都道府県管理河川		
	<ul><li>浸水被害軽減地区の指定</li></ul>	・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。	0	0		
		・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地 区の指定については、協議会の場等を活用して指定の 予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有 し、連携して指定に取り組む。	0	0		
(5)	河川管理施設の整備等に関する事					
	・堤防等河川管理施設の整備(洪	・優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。	平成32年度 まで		1.(2)	①千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施 ②千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進
	水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。 ・緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策約300kmを実		〇 平成32年度		
	・流木や土砂の影響への対策	施。 ・H29.11の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高	平成32年度	目途 平成32年度		
	*   + + o + + + + -   -   -   -   -   -   -   -	い透過型砂防堰堤等を約700渓流で整備 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、対策延長約1,800kmを整備。	まで 平成32年度 まで	まで	1.(2)	③千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施
	はす堤防構造の工夫(危機管埋型ハード対策)	・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次 整備を実施。	6	0		•H28に対策を完了
		・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。	0	0		
		・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良 によるダム再生を実施。	0	0		
	・ダム再生の推進	・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。	〇 (操作規則等の 総合点検を平成 29年度中)			
		・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。	0			
ļ		・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。 <樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進>	0			
		く傾いや水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進/ ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設 を抽出し、順次整備を実施。	平成29年度 内			・河川改修予定箇所等を除いて対策を完了
	- 樋門・樋管等の施設の確実な運 用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。		0		
	用体制の锥体	・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	平成29年度 内	平成29年度 内		・津波浸水リスクの高い地域にある樋門の遠隔操作化は実施済みであるが、老朽化に伴う更新を検討中
		<確実な施設の運用体制確保> ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を 実施。	0			
	・河川管理の高度化の検討	・河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、	平成29年度 中			
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	開発したドローンを順次配備予定。 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道	平成30年から	0		
		府県へ情報提供。		0		
(6)	減災・防災に関する国の支援					
		・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。		0		
•	・代行制度による都道府県に対す る技術支援	・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。		0		
		・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するた	平成29年度 中	平成29年度 中		・各市町の意見交換会で情報提供を実施
	・適切な土地利用の促進	め、関係部局と連携して、災害危険区域指定に係る事例 集を作成し地方公共団体へ周知。	平成29年度 中を目途	平成29年度 中を目途		
		<ul><li>・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li><li>・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応か</li></ul>	0	0		
	・災害時及び災害復旧に対する支	ら復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公	平成30年度 まで	平成30年度 まで		
		・国による地方公共団体等への支援允美に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	0	0		
		·DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明 を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	平成29年度 中	平成29年度 中		

### 千代川水系の減災に係る取組項目 (概ね5年で実施する取組)

				実施する期間				
	事項	内容	目標時期	鳥取市	鳥取県	気象庁 鳥取地方 気象台	国土交通省 中国地方 整備局	
		ゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組						
: (   	平時が	いらのリスク情報の周知に関する事項						
•	想定最	大規模降雨の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等				Γ		
		①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成28年度				0	
		②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ (総合防災マップ) の作成・周知	平成28~29年度	0	0		0	
		③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	平成29~32年度	0	0		0	
		④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	平成32年度	0	0	0	0	
		⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討	平成32年度	0	0		0	
•	多様な	防災行動を踏まえたタイムラインの見直し						
		⑥避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	平成28~32年度	0	0	0	0	
		⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	平成29~32年度	0	0	0	0	
		⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	平成32年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
•	事態の	切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討						
		⑨事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討	平成28~29年度	0	0	0	0	
		⑩公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討(まるごとまちごとハザードマップ)	平成29年度~ 継続実施	0			0	
2)	発災時	の迅速かつ確実な避難に関する事項						
	Ⅸ氷を	安全に流すためのハード対策の推進						
		⑪千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	平成32年度				0	
		⑫千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	平成32年度				0	
	l危機管	理型ハード対策の推進	1				1	
		⑬千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	平成29年度				0	
	  避難行	動に資する基盤等の整備	I.					
		⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備						
		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	平成29年度				0	
		・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、簡易水位計等を整備	平成32年度				0	
		・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	平成32年度				0	
		⑤災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保						
		*新本庁舎の耐水性の確保	平成31年度	0				
		・環境下水道部庁舎、総合支所、病院等の浸水対策の点検、検討	平成32年度	0				
		・災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保を検討	順次実施		0		0	
		(B)避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保						
		・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度				0	
		・堤防管理用道路の待避場所、進入坂路等の整備	平成32年度				0	
	迅速が	つつ適確な情報提供に関する取組	1 1202-12					
		①地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度~ 定期的に実施	0			0	
		⑱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知	平成28年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
		⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
	  市町村	長に対し助言を行う者の育成・派遣	1	1	ı	I	1	
		⑩市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣	平成29年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
		②河川防災担当職員を対象とした研修の実施	平成29年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	

				実施する期間				
目	事項	内容	目標時期	鳥取市	鳥取県	気象庁 鳥取地方 気象台	国土交通4 中国地方 整備局	
		産を守る水防活動と日常生活を取り戻すための排水活動の強化の取組						
(1)		と財産を守る水防活動の強化に関する事項						
	■水防湯	舌動に資する基盤等の整備 	ı	T	T	I		
		(砂避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備【再掲】						
		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	平成29年度				0	
		・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、簡易水位計等を整備	平成32年度				0	
		・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	平成32年度				0	
		⑥避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保【再掲】						
		・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度				0	
		・堤防管理用道路の待避場所、進入坂路等の整備	平成32年度				0	
	■水防湯	舌動の効率化及び水防体制の強化に関する取組						
		②水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施						
		・水防団等への連絡体制の再確認	平成29~33年度	0	0		0	
		・伝達訓練の実施	継続実施	0	0	0	0	
		②地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施	0	0	0	0	
		①地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動【再掲】	平成29年度~	0			0	
		世紀以上八と小別四兵に対する小世情報八十万本の合元石動【特別】	定期的に実施					
		②各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	平成29~32年度	0			0	
		⑤備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	平成29年度~ 定期的に実施	0	0		0	
		<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	平成29年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
		⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施【再掲】	平成32年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
		⑥道路管理者等による道路啓開(放置車両の撤去)に関する事項の周知	平成29年度~ 定期的に実施				0	
	■自衛2	K防の推進に関する取組 「		1	T	<u> </u>	1	
		②要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	平成29~32年度	0	0	0	0	
		② 民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	平成29年度~ 定期的に実施	0			0	
(2)	日常生	上 生活を取り戻すための排水活動の強化に関する事項						
	■大規模							
		②大規模水害を想定した排水計画の作成	平成29~32年度	0	0		0	
		<b>③排水を効率的に進める施設の整備</b>	平成29~32年度				0	
			平成29~32年度	0			0	
	■排水流	 舌動の強化	<b>L</b>					
		②排水ポンプ車出動要請の体制整備	平成29年度	0	0		0	
		③排水ポンプ車による排水訓練の実施	継続実施		0		0	
		③排水施設の操作・運用規則の作成	平成29~32年度		0		0	
		③排水施設の操作説明会の実施	継続実施	O (H29~)	O (H29~)		0	
Nh:	協住足(			(H29~)	(H29~)			
٠.		プロス高級ペースとのススペーンスログルをプラスとロッとしたのスの多のA 学生等を対象とした防災教育	47C V7 4X 4H					
	<b></b> -3 - 7 - 7	デエザを対象とした例及数 同 (節)小中学校等と連携した水害(防災)教育の拡充	 継続実施	0	0	0	O (H28~)	
		(切防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	継続実施	0	0	0	O (H28~	
		図	継続実施	0	0	0	O (H28~	
	■ tth tat /:	主民に対する防災知識の普及				0	Ŭ (H28~	
	■地球		(A) (A)					
		③地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	0	0	0	0	
		⑩地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29~32年度	0	0	0	0	
		⑱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知【再掲】	平成28年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
		⑩公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討(まるごとまちごとハザードマップ) 【再掲】	平成29年度~ 継続実施 平成29年度~	0		_	0	
		⑩地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	学成29年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
	■防災闘	関係者を対象とした防災研修	_	_			_	
		②河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】	平成28年度~ 定期的に実施	0	0	0	0	
	İ		平成28年度~	0	0	l	1	